

『計画策定等における地方分権改革の推進に向けて
(令和4年2月28日 地方分権改革有識者会議了承)』

① 計画等の策定そのものの廃止等

- a. 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
- b. 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
- c. 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
- d. 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
- e. 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

② 計画等の内容及び手続の見直し

- a. 義務的な（実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。）記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- b. 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- c. 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- d. 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。）
- e. 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合（分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。）して策定できることを明確化すべきもの
- f. 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

具体化
・追加

令和3年・4年の提案における主な見直し内容

※検討中の案件も含む

- 国が数量等を把握することを目的とする計画は、単に地方から国へのデータの共有とする (R3-65、128)
- 都道府県が計画を策定すれば、当該都道府県内の市町村において個別の計画の策定することなく都道府県の計画に基づき施策を実施すれば足りることとする (R4-131)
- 廃止に当たっての手続の簡素化 (R4-5)
- 補助金等の概算要求のための資料として提出を求める計画は、需要調査を行うことで足りることとする (R4-279)
- 目標及び施策等は他の計画等において記載した上で、認定基準を行政手続法上の審査基準として示すことを可能とする (R4-261)
- 法定計画のほかに予算措置のための計画の策定が必要な場合に、必要な事項が定められていれば、予算措置のための計画は不要とする (R4-198)
- 毎年求めていた提出や報告は、変更時のみで足りることとする (R4-58、257)
- 関係する計画について、国において計画の期間を合わせる。地方公共団体の実情に応じて定めることを可能とする (R3-41、157、198、R4-261)
- 地方公共団体の総合計画等に位置付けられることとする (R4-131、137、264)